

令和6年度第1回尾張旭市子ども・子育て会議録

- 1 開催日時
令和6年5月31日（金）
開会 午前10時10分
閉会 午前10時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
上村千尋、弘島朋子、水野夏子、清水まさみ、松原美保子、谷口礼、水野寿美代
岡元洋子、安藤郁子、藤田政克、志村美栄子、朝見巳幸
12名
- 4 欠席委員
近藤信綱 1名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
こども子育て部長 竹内元康
こども未来課長 山本智子
保育課長 川本英貴
こども課長 塩田駒子
こども課長補佐 久野善之
こども未来課こども政策係長 長瀬絵里子
こども未来課こども政策係 村田貴
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 岩室秀典
- 7 議題
 - (1) （仮称）尾張旭市こども計画の策定等について
 - (2) 利用定員の設定について
- 8 報告
保育園及び放課後児童クラブにおける入園等状況について
- 9 配布資料
 - (1) （仮称）尾張旭市こども計画の策定等について資料1
 - (2) 利用定員の設定について資料2
 - (3) 保育園及び放課後児童クラブにおける入園等状況について資料3
 - (4) アンケート調査報告書

10 会議の要旨

(発言者名)	(発言内容)
部長	皆さま、こんにちは。 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回尾張旭市子ども・子育て会議を開会させていただきます。 こども子育て部長の竹内です。どうぞ、よろしくお願いします。 本日は、令和6年度の第1回目の会議でございます。 委員の所属団体等における人事異動又は役員改選に伴いまして、当会議委員も新旧交代された方がございますので、事務局からお知らせさせていただきます。
事務局 (こども未来課係長)	まずは、前回会議をもちまして退任された委員の方です。 尾張旭市小中学校PTA連絡協議会の松崎佳代子委員 愛知県瀬戸保健所の米井ちさと委員 以上、2名の方が退任となりました。 次に、新たに委員となられる方をご紹介します。 尾張旭市小中学校PTA連絡協議会から弘島朋子委員。 愛知県瀬戸保健所から岡元洋子委員が新たに委員となりました。 在任委員の方のご紹介につきましては、机上の名簿をもって代えさせていただきますのでよろしくお願いします。 続きまして、本年度の子ども・子育て会議事務局を紹介いたします。本年度の人事異動に伴い、新たに事務局職員となった職員をご紹介します。 新たに事務局職員となりました、 こども未来課長 山本智子 こども課長 塩田駒子 こども未来課主事 村田貴 以上の3名でございますのでよろしくお願いします。 なお、昨年度から継続の事務局職員の紹介につきましては、机上の名簿をもって代えさせていただきます。 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。 事前にお送りした資料として、次第が1枚、右肩に資料1とあります、ホチキス留めの「(仮称)尾張旭市こども計画の策定等について」が1部、右肩に資料2とあります「利用定員の設定について」が1枚、右肩に資料3とあります「保育園及び放課後児童クラブにおける入園等状況について」が1枚。本日机上にご用

	意しておりますのが、昨年度実施したアンケート調査報告書 1 部、委員名簿 1 枚、本日の配席表 1 枚です。不足しているものはありませんでしょうか。 なお、第 2 期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の冊子について、事務局でご用意しておりますので、本日お手元がない方がお見えになりましたらお渡しします。事務局からは以上です。
部長	それでは、欠席委員について報告させていただきます。 近藤委員から本日の会議を欠席される旨の連絡がございました。 本日の出席委員は 1 2 名でございますので、過半数の出席をいただいております。従いまして、本会議条例第 6 条第 2 項の規定による定足数に達しております。 なお、この会議は公開しておりますので、会議の傍聴席を設けてございます。また、会議録を作成し、市ホームページ等で公表をしてまいりますので、委員の皆さまにはご了承くださいますようお願い申し上げます。 それでは、以降の会議の進行につきましては、議長であります上村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、これより、私が会議を進めてまいりますので、委員の皆さまどうぞよろしくお願いいたします。 本日の会議につきましては、事前に配布いたしております次第に従い進めさせていただきます。 それでは早速、議題に入ってまいりたいと思います。 議題は「(仮称) 尾張旭市こども計画の策定等について」でございます。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	議題(1)「(仮称) 尾張旭市こども計画の策定等について」説明いたします。 お手元に、資料 1 と第 2 期尾張旭市子ども・子育て支援事業計画の冊子をご用意ください。 昨年度の会議で説明させていただいた部分と重複するところもありますが、今回初めて会議に参加される委員の方もいらっしゃると思いますので、こども計画の策定についてこれまでの経緯も含めて、説明をさせていただきます。 最初に、「こども計画の策定」については、昨年度、本会議の審

議事項として取り扱うことを御承認いただきましたので、議題としているものになります。

「1 こども計画」としまして、急速な少子化の進行ならびに家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が全国で開始され、本市では、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、平成27年度から令和元年度までの5年計画として「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

皆さんのお手元にある令和2年度からの第2期計画が今年度に計画期間の満了を迎えるため、令和7年度から11年度までの5年計画として、次期計画の策定を進めております。

令和5年4月1日に、こども基本法が施行され、市町村にはこども計画策定の努力義務が課せられました。こども計画は、国のこども大綱を勘案して策定することとされ、子ども・子育て支援事業計画やその他のこども施策に関する計画と一体のもとして策定できるとされています。

令和5年12月に閣議決定された、国のこども大綱では、目指す社会を「こどもまんなか社会」とし、その実現のため、「こども・若者の最善の利益を図ること」や「こどもや若者、子育て当事者の意見を聴くこと」など6つの基本的な方針が示されました。

そして、この基本的方針のもと取り組む、こども施策に関する重要事項として、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」そして「青年期」の3つのライフステージ別の重要事項やライフステージを通じた重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項が示されました。

また、「安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合」や「いずれ結婚するつもり、と考えている未婚者の割合」などといった指標や、目標値として、「生活に満足していると思うこどもの割合の目標値が70%」や「こども施策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合の目標値が70%」というように示されました。

基本的には、国が示すこうした目標や重要事項等を踏まえ、市の独自性を盛り込んだ計画とすることになります。

続いて、「2 本市におけるこども計画の位置づけ」について、

第2期計画の冊子4ページをご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画の位置づけを示したものになります。

第2期子ども・子育て支援事業計画は、尾張旭市第五次総合計画の部門別計画であり、尾張旭市の子ども・子育てに関する基本計画という位置づけです。(仮称)尾張旭市こども計画についても、第2期計画と同様、尾張旭市第六次総合計画の部門別計画とし、教育委員会所管の教育振興基本計画など各部門の関連する計画と整合を図りながら策定します。

また、子ども・子育て部門における個別計画との整合を図る点において、資料1に戻っていただき、「2 本市におけるこども計画の位置づけ」の表をご覧ください。

現計画である第2期計画は、表の(1)「市町村子ども・子育て支援事業計画」と(2)の「次世代育成支援対策地域行動計画」を合わせて策定しました。

こども計画では、さらに、(4)「市町村子ども若者計画」と(5)「市町村子どもの貧困対策推進計画」も含めたものとします。

次に、「3 こども計画の組み立て」について、表のように予定しています。

第1章では計画策定の概要として、現計画と同様に、計画策定の趣旨や位置づけ、計画の対象などの内容となり、第2章では、市の子ども・子育てを取り巻く現状として、現計画の第2章の内容を更新させるとともに、昨年度実施したニーズ調査の結果や主な施策について、現計画の第3章から5章までの内容をまとめるような形としていきます。

第3章では、計画の基本的な考え方として、現計画の第6章について、「こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る」ことや「こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話をしながら進める」こと、「成育環境を整え、全てのこどもが幸せに成長できるようにする」ことなど、こども大綱の考え方を踏まえて、改定していきます。

第4章では、施策の展開として、現計画の第7章の内容について、こども大綱やこども計画策定ガイドラインなどに基づき、充実策を検討していきます。

第5章では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針、量の見込み算出手引きをふまえて量の見込みを算出し、確保の内容、確保方策を検討し

ていきます。

第6章では、計画の推進として、現計画の第8章の内容の推進体制や評価方法などについて更新させるとともに、こども大綱で重視されている「子どもの意見、子育て当事者との対話・協働」について追加します。

最後に資料として、聴取した当事者の意見と、その反映について追加します。

続いて、「4 計画策定のスケジュール」についてご説明します。

これまでの経緯として、昨年度12月～1月に就学前児童保護者、小学生保護者、小中学生、若者を対象とした4つのアンケートを実施し、子ども・子育て会議の中でもご意見をいただいていたところでございます。

今年度の予定として、子ども・子育て会議に関連する部分について抜粋し、お伝えいたします。

今回5月の第1回会議では、計画の概要等について共有をさせていただきます。

この後、骨子案の作成を進めていき、7～8月の第2回会議にて諮問、11月頃の第3回会議で意見交換、2月頃の第4回会議で答申として、残り3回の会議で委員の皆さまからご意見をいただくスケジュールで進めさせていただければと考えております。

最後に、「5 計画策定に当たっての子ども・子育て会議の関わり」についてです。

冒頭で少し触れさせていただきましたが、こども計画の策定は、本会議で審議するものと法で定められているものではありませんが、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項であると考えられるため、本会議の審議事項として取り扱っていただくことを、昨年度の会議において承認いただきました。

つきましては、骨子案の策定完了の後、当該案の内容に関する意見交換を随時議題とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日配布の資料として「昨年度実施したアンケート調査報告書」がお手元にあるかと思いますが、こちらの情報の分析を

	進め、またこども大綱の内容を踏まえ、骨子案の策定を進めてまいります。 本計画は今後 5 年間の本市の子育て施策の方針となる大切な計画でございます。今年度一年かけて、社会の取り巻く環境等を捉えながら策定を進めていければと考えておりますので、何卒皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	ただ今の事務局の説明について、質問などあればお願いします。
	(質問なし)
会長	続きまして、議題 2「利用定員の設定について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	議題 2「利用定員の設定について」です。 資料 2 をご覧ください。 1 利用定員の設定についての意見聴取としまして、平成 27 年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、市が保育所等を施設型給付、いわゆる補助の対象とするための確認を行うにあたって、その施設の利用定員を定める必要があります。 利用定員とは、原則、施設を利用できる人数の上限であり、市が補助金を給付する上限ということになります。 この利用定員を定めようとするときには、子ども・子育て会議に意見を聴くこととされております。 関連する法律が、資料下の(参考)としてある枠内になります。 枠内の下の方、「利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。」とされている部分になります。 今回は、その意見をお聴きする場という位置づけになります。 「2 小規模保育事業所(3号)の新規利用定員」としまして、令和 6 年 7 月 1 日より、小規模保育事業所の新設に伴い、新規利用定員を 15 人とするものです。 これについては、本日市長から公式に発表する内容になりますが、令和 2 年度以降、減少傾向にあった待機児童数が、今年度 4 月時点で増加に転じることが想定されたため、緊急の対策として、小規模保育事業所を開設することとしたものです。

	かっこ書きしております「3号」というのが、いわゆる3号認定、0・1・2歳の保育を必要とする子どものことで、小規模保育事業所は、0・1・2歳の未満児専用園になります。 施設名は「キラキラストー保育園」で、利用定員の内訳としては1歳が5人、2歳が10人、合計15人となります。 なお、現在市内でnursery school familyを運営している事業者による新規施設となります。 開設場所は、川南保育園の西、東山町1丁目の交差点付近にあるビルの1階になります。 説明は以上です。
会長	ただいまの事務局の説明について質問や意見があればお願いします。
	(質問・意見なし)
会長	それでは、次第の3にうつります。 報告として「保育園及び放課後児童クラブにおける入園等状況について」でございます。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (こども未来課係長)	報告としまして、「保育園及び放課後児童クラブにおける入園等状況について」、資料3を用いてご説明いたします。 ここでは、令和6年4月1日時点の状況について、保育園及び放課後児童クラブそれぞれ、お伝えいたします。 項目1 保育園の入園状況をご覧ください。 表は、平成31年度から令和6年度までの6年間の状況を記載しています。 上から、新規の申込者数、待機児童数、待機児童が発生している3歳未満児の受入定員の拡充数を年度毎に記載しております。 表の下の方の＜今年度の状況のまとめ＞についてですが、新規申込者数は、604名でしたので、前年度より56名増加しました。待機児童数は15名となっており、令和2年度の24名をピークに、これまで減少傾向にありましたが、今年度は増加に転じております。 なお、待機児童数の内訳としましては、その下の表に示しておりますとおり、1歳児が11名、2歳児が4名となっております。 今年度は、「議題(2) 利用定員の設定について」でご説明しましたとおり、7月に小規模事業保育所の開園を予定しております。

	ので、待機児童が解消できる見込みです。 ただし、小規模事業保育所の開園は7月になるため、4月1日時点となる表の未満児拡充定員数には含まれておりません。 それ以外で未満児定員の拡充を行っているため、4人の定員増加となっています。 次に、資料3の裏面をご覧ください。 項目2、小学校の児童クラブの入所状況です。 表の構成は、保育園と同じです。放課後の児童の居場所としましては、公立の児童クラブと民間が運営する学童クラブの2つがあります。この表の数字は公立の児童クラブのみの状況となっておりますので、ご承知おきください。 表の下の＜今年度の状況のまとめ＞についてですが、申込者数は719名でしたので、前年度から67名増加しています。待機児童数は令和2年度に申込者数が大幅に減少したことで0名となっていたところ、今年度は48名と大幅に増加しています。 なお、待機児童について、令和4年度の6名及び令和5年度の10名については、それぞれ4月1日時点での人数で、各年度中に調整により待機児童0名となっております。 令和6年度の待機児童の校區別内訳は、下にある表の＜待機児童数の内訳＞に記載しておりますが、旭丘、本地ヶ原、瑞鳳、三郷、旭の5つの小学校区で待機児童が発生しております。 この数字も令和6年4月1日時点の数字になりますので、今後変動があります。 令和6年4月1日時点の各申込状況についての説明は以上です。
会長	ただいまの事務局の説明について質問があればお願いします。
安藤委員	待機児童が増えた理由というのは、尾張旭市の出生数が増えた、子どもの数が増えたという理由なんではないでしょうか。それともなんらかの別の理由なんではないでしょうか。いただいた資料からいくと出生数とか平成29年までしか記載されていないので現状がよくわかっていないので、小児科医として非常に興味があるのでよろしくお願いします。
事務局 (保育課長)	お答えさせていただきます。 こどもの数というのは、やや減少傾向であります。 保育園の申込みが増えた、待機児童が増えた理由としましては、共働き世帯が増えたこと、さらに昨今の物価高騰の影響を受けまして、勤務時間を長時間化する保護者が増えたこと、及び正職の就業を求める保護者が増えたことで保育園の需要が増えた

	と見込んでおります。
会長	他にご意見ございますでしょうか。 それでは、次第の4「その他」について、事務局から、他に何かありますでしょうか。
事務局 (こども未来課係長)	次回の開催日程について連絡いたします。 議題(1)の策定スケジュールのご説明の際にお伝えしましたとおり、7～8月に、第2回会議の開催を予定しております。来月には、文書により日程調整の御連絡をさせていただきますので、皆さまご多忙の中恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。 事務局からの連絡は以上です。
会長	本日は、長時間に渡ってご議論いただきありがとうございました。 これをもちまして、令和6年度第1回尾張旭市子ども・子育て会議を閉会いたします。 皆さま議事進行にご協力いただき、大変ありがとうございました。